

第6次長洲町地球温暖化防止対策実行計画
(事務事業編)

2026年3月
(令和8年3月)

長洲町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 位置付け	1
3 これまでの取組の経緯	2
4 計画期間	2
5 対象範囲	3
6 対象温室効果ガス	3
7 排出量の算定方法	4
8 排出量の算定結果	4
9 活動量集計の対象範囲	5
第2章 温室効果ガス排出量の目標	7
1 方針	7
2 全体目標	8
第3章 具体的な取組み	9
1 取組の基本方針	9
2 取組内容	9
第4章 計画の進行管理	10
1 推進・点検体制	10
2 職員に対する研修等	11
3 実施状況の点検方法	11

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

長洲町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減(抑制)することを目的に、「第6次長洲町地球温暖化防止対策実行計画(事務事業編)」(以下、「第6次実行計画」という。)を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2. 位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」の第21条に基づき地方自治体として、役場からの温室効果ガスの排出抑制を図るための実行計画を2001(平成13)年に第1次、2006(平成18)年に第2次、2011(平成23)年に第3次、2016(平成28)年に第4次、2021(令和3)年に実行計画を策定し、その計画に掲げた削減目標に向けて取り組んできました。第6次の実行計画は第5次実行計画が2025(令和7)年度までの計画であるため、2026(令和8)年度からの5年間を計画期間とし、計画の状況等必要に応じて見直しを行うものとしします。

3. これまでの取組の経緯

第1次実行計画では、計画策定前から省エネルギーに対する取組みが積極的に行われていたこともあり、2000（平成12）年度比6%削減という目標値には期待したほどの結果は得られませんでした。（平成17年度の実績は、基準年度より3.9%削減）

第2次実行計画は、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までの期間で、2004（平成16）年度比3.3%削減を目標値とし、全庁の積極的な取組みにより、2009（平成21）年度実績値では目標削減率3.3%（平成16年度比）を大きく上回る16.5%の削減率となりました。なお、2000（平成12）年度比では12.4%減でした。

第3次実行計画は、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの期間で、2009（平成21）年度比5.0%削減を目標値とし、2015（平成27）年度で8.3%の削減となりました。

第4次実行計画は、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの期間で、2014（平成26）年度比8.0%削減を目標値とし、2020（令和2）年度で5.2%の削減となりました。

第5次実行計画は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの期間で、2019（令和元）年度比5.0%削減を目標値とし、2024（令和6）年度の段階で4.0%の削減は達成できておりません。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時期	取組内容
2001年 平成13年	第1次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定 目標：平成12年度比で 6.0%減 結果：平成12年度比で 3.9%減（平成17年実績）
2005年 平成17年	第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定 目標：平成16年度比で 3.3%減 結果：平成16年度比で 16.5%減（平成22年実績）
2010年 平成22年	第3次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定 目標：平成21年度比で 5.0%減 結果：平成21年度比で 8.3%減（平成27年実績）
2015年 平成27年	第4次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定 目標：平成26年度比で 8.0%減 結果：平成26年度比で 5.2%減（令和2年実績）
2020年 令和2年	第5次地球温暖化対策実行計画(公共施設編)策定 目標：令和元年度比で 5.0%減 結果：令和元年度比で 2.0%増（令和6年実績）
2025年 令和7年	第6次地球温暖化対策実行計画(公共施設編)策定 目標：令和6年度比で 5.0%減

4. 計画期間

2026（令和8）年度から2031（令和12）年度の5年間を本計画期間とし、進捗状況等必要に応じ見直しを行うものとします。また、本計画の基準年度は、2024（令和6）年度とします。

5. 対象範囲

「第6次実行計画」の対象範囲は、原則として全庁の事務事業とします。

なお、外部への委託等により実施するものは、実行計画の対象範囲ではありませんが、温室効果ガス排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な排出抑制等の措置を講ずるよう要請するものとします。

6. 対象温室効果ガス

本町の実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスのうち当面、二酸化炭素（CO₂）のみとします。

計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される 二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカ ーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

※ 実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC及びPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条（HFC 19物質）及び第2条（PFC 9物質）に掲載。

7. 排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、温室効果ガスの排出に関わる活動量に、排出係数を乗じて算定した数値とします。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{温室効果ガス排出係数}$$

排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の地球温暖化係数から計算した係数を採用します。

基準年度（令和6年度）は、次のとおりです。

燃料の種類	CO ₂ 排出係数
ガソリン	2.32(kgCO ₂ /ℓ)
灯油	2.49(kgCO ₂ /ℓ)
軽油	2.58(kgCO ₂ /ℓ)
A重油	2.71(kgCO ₂ /ℓ)
液化石油ガス(LPG)	3.00(kgCO ₂ /kg)
一般電気事業者からの電気	契約電力会社の排出係数

8. 排出量の算定結果

令和6年度の二酸化炭素(CO₂)排出量の集計結果は、2,003,440kg CO₂となりました。

項目	使用量	二酸化炭素排出量	全体に占める項目の割合
ガソリン	13,772 ℓ	31,951 kg CO ₂	1.60 %
灯油	81,983 ℓ	204,138 kg CO ₂	10.19 %
軽油	491 ℓ	1,267 kg CO ₂	0.06 %
A重油	300 ℓ	813 kg CO ₂	0.04 %
液化石油ガス(LPG)	20,891 m ³	62,673 kg CO ₂	3.13 %
電気	4,589,164 kwh	1,702,598 kg CO ₂	84.98 %
合計		2,003,440 kg CO ₂	

二酸化炭素(CO₂)の排出量について、項目別にみると全体の84.98%を電気が占めており、灯油10.19%、液化石油ガス(LPG)3.13%の順となっています。

9. 活動量集計の対象範囲

活動量の集計は、下記の組織・施設を対象とします。

組織	施設等	備考
総務課	公用車（20台）	消防団の公用車を除く ガソリン
	庁舎	電気
	研修センター	電気
まちづくり課	公用車（1台）	ガソリン
	駅金魚オブジェ	電気
	金魚と鯉の郷	電気、ガソリン、灯油
住民環境課	公用車（1台）	ガソリン
	長洲斎苑	電気、灯油
	長洲霊堂	電気
子育て支援課	はぐくみ館（公用車1台）	ガソリン
	にじいろはうす（公用車2台）	電気、ガソリン、灯油
福祉保健介護課	公用車（6台）	ガソリン
	保健センター	電気、LPG
	健康福祉センター	電気、LPG
	げんきの館	電気、LPG
税務課	公用車（1台）	ガソリン
建設課	公用車（2台） 公園等街灯 （街灯、公園、港湾、町営住宅）	電気、ガソリン
農林水産課	公用車（2台）	ガソリン
水道課	公用車（4台） 梅田浄水場 腹赤浄水場 高田浄水場 宮野配水池 井戸（7箇所）	ガソリン 電気 電気 電気 電気 電気
下水道課	公用車（3台）、ダンプ（1台） 浄化センター 汚水中継ポンプ場（2箇所） マンホールポンプ場（25箇所）	ガソリン、軽油 電気、LPG、A重油 電気、軽油 電気

組織	施設等	備考
学校教育課	公用車（1台）	ガソリン
	グラウンド整地用（2台）	長洲中学校
	長洲小学校	※小・中学校については 町費分のみ 電気、LPG、灯油
	清里小学校	
	六栄小学校	
	腹赤小学校	
長洲中学校		
生涯学習課	公用車（1台）	ガソリン
	中央公民館	電気、LPG
	総合スポーツセンター	電気、灯油
	ながす未来館	電気、LPG

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

長洲町では、温室効果ガス排出量を削減(抑制)していくために、次の方針で取り組んでいきます。

(1) 削減対象

本計画の削減目標は、原則として全庁を挙げて達成すべきものです。

対象とする業務の違いから、各組織・施設により、二酸化炭素(CO₂)排出量の削減の難易が異なると考えられるが、原則としてすべての組織・施設とも本計画の削減目標値を目指して努力するものとします。

ただし、目標達成の評価において、すべての組織・施設が一律に目標達成していなくとも、全庁として目標達成できていれば、達成と評価するものとします。

(2) 削減の重点方針

全庁の温室効果ガス排出構造の特徴を考慮して、重点的な取組みの方針を以下のように定めます。

- ① 電気製品購入時には、省電力型の製品を購入及び利用方法の見直しで、電気使用量を抑える。
- ② 特に夏季の電気使用量を抑制するため、冷房機の適切な管理及び使用方法の見直しを行う。
- ③ 冬季における暖房機の適切な管理に努め、燃料使用量を抑える。
- ④ 公共施設の空調設備を改修し、二酸化炭素排出を抑えた空調設備方式への転換を図る。
- ⑤ 廃棄物発生量等の抑制(ごみ分別の徹底：燃えるごみ⇨その他紙類、使用済天ぷら油の回収、マイバッグ持参の徹底、電気の使い方等)に努めるよう職員の意識啓発を図る。
- ⑥ 再生可能エネルギーの利用を促進することで、電気量の削減に努める。

2. 全体目標

長洲町は、これまでの役場等から出る温室効果ガス総排出量を削減(抑制)し、平成26年度に比べ令和6年度の温室効果ガス総排出量は、5.0%削減する目標に対し2%増加の実績となりました。

今後、温室効果ガス総排出量の削減を推進していくためには、職員個人での取り組み意識の向上を図り、全庁全体の計画として第6次実行計画では、令和8年度から令和12年度の間で、温室効果ガス総排出量を令和6年度と比較し5.0%削減することを目標とします。

目 標	令和12年度における二酸化炭素排出量を 令和6年度比で5.0%削減する
------------	--

全庁での温室効果ガス排出量削減目標は前述のとおりですが、この目標を達成するために、各課等での次の目標を掲げ取り組んでいくこととします。

温室効果ガス排出量 削減目標

活動項目	基準 (kg)	目標削減量 (kg)
ガソリン	31,951	1,597
灯 油	204,138	10,207
軽 油	1,267	63
A 重 油	813	41
液化石油ガス (LPG)	62,673	3,134
電 気	1,702,598	85,130
合 計	2,003,440	100,172

年度毎の温室効果ガス目標排出量

単位：kg-CO₂

活動項目	基準年活動量	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ガソリン	31,951	31,631	31,312	30,992	30,673	30,354
灯 油	204,138	202,097	200,055	198,014	195,972	193,931
軽 油	1,267	1,254	1,242	1,229	1,216	1,204
A 重 油	813	805	797	789	780	772
液化石油ガス (LPG)	62,673	62,046	61,420	60,793	60,166	59,539
電 気	1,702,598	1,685,572	1,668,546	1,651,520	1,634,494	1,617,468
合 計	2,003,440	1,983,405	1,963,372	1,943,337	1,923,301	1,903,268

※令和12年度総排出量÷基準年総排出量×100=95 (%)

第3章 具体的な取組み

1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2. 具体的な取組内容

① 電気使用量削減の取組み

- ・ 現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。空調機は、稼働基準を定め、冷房は、室温が29度以上（不快指数77以上）になるとき、暖房は、室温が18度未満となる時に稼働するものとします。また、冷房時28℃、暖房時20℃を目安に適切な温度管理に努めるとともに、服装の工夫を行います。冷房時には、室内の密閉やカーテン・ブラインドを活用するなど空調の効率向上に努めます。昼食休憩時や執務前・後等の勤務時間外の消灯を徹底します。
- ・ 公共施設・街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- ・ 再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。
- ・ 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ・ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を見直し調整します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 暖房用燃料（灯油）の使用料削減の取組み

- ・ 暖房エアコンの使用を推進し、ストーブの使用は20℃の温度設定とします。
- ・ 冷暖房エアコンの設置をすすめ、ストーブの使用時間を削減します。
- ・ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備を推進します。
- ・ 断熱、設備高効率化を推進し、公共施設のZEB化を推進します。

③ 公用車（ガソリン、軽油）の使用料削減の取組み

- ・ 公用車の電動車化※を推進します。
※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車
- ・ 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

④ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

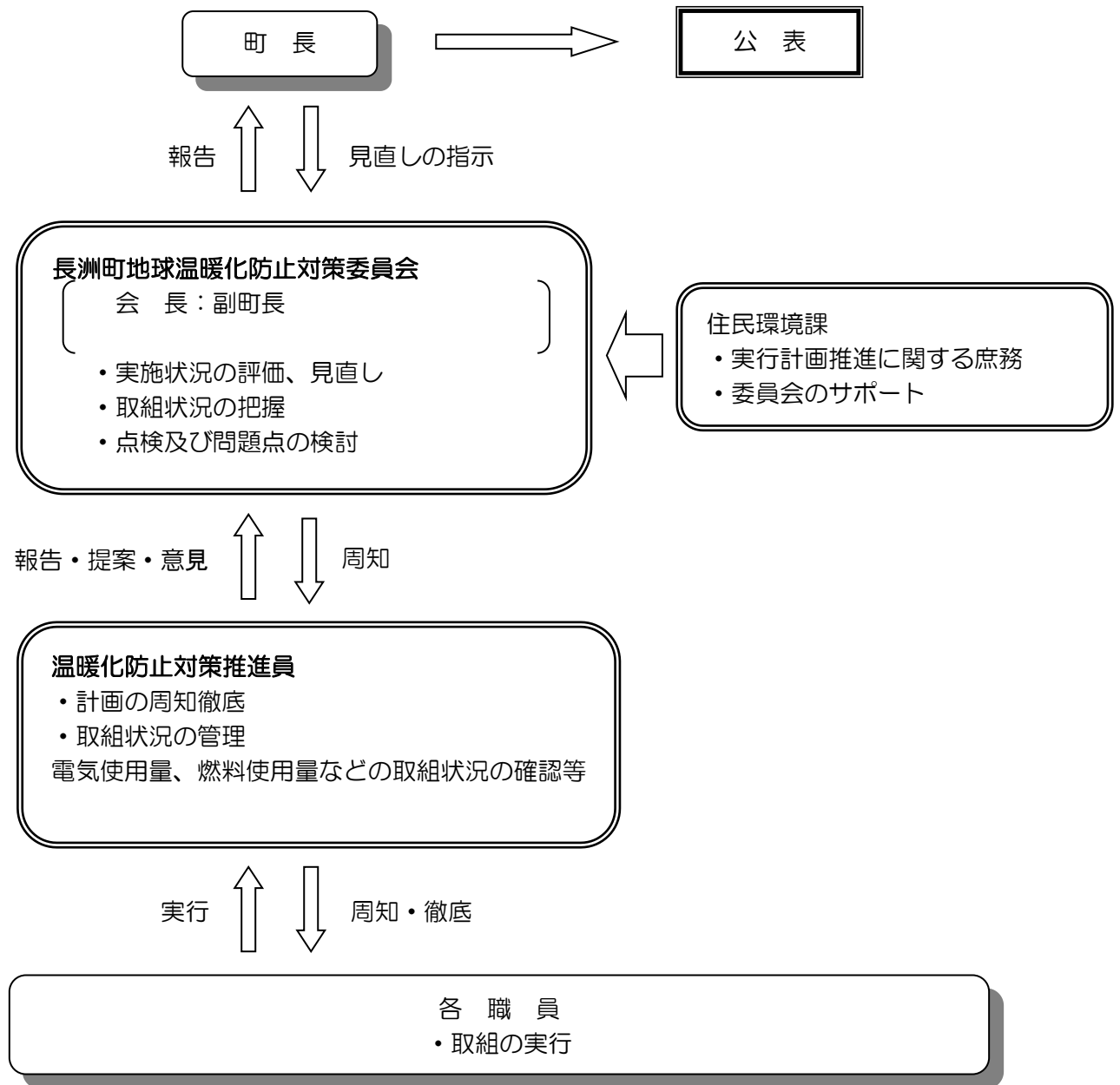
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組めます。

第4章 計画の進行管理

1. 推進・点検体制

長洲町においては、全庁において地球温暖化に対する自主的・積極的な取組みを実行するための必要事項として、「長洲町地球温暖化防止対策に関する要綱」を定めています。本要綱に則った計画の推進体制は以下のとおりです。



2. 職員に対する研修等

(1) 長洲町地球温暖化防止対策委員会

長洲町地球温暖化防止対策委員会を設置し、各組織・施設の委員より構成します。

委員会は、実行計画期間において、計画の実施状況についての評価・見直しを行うとともに、その問題点等を検討します。

また、以上の評価・検討の内容を考慮し、職員に対する研修会等についての計画を行います。

(2) 温暖化防止対策推進員

長洲町地球温暖化防止対策委員会を構成する委員の推薦により、各組織・施設に温暖化防止対策推進員を置きます。

推進員は、各組織・施設の活動量の集計を行うとともに、率先して取組みを実行し、組織・施設内における取組みの周知・徹底に努めます。

(3) 講習会等

全職員を対象とした講習会を実施し、全庁的な地球温暖化防止対策を推進する。

また、地球温暖化防止対策委員や住民環境課から各職員に対して、積極的に情報提供を行います。

3. 実施状況の点検方法

実行計画期間中の二酸化炭素(CO₂)排出量を算定するため、温暖化防止対策推進員は、以下に示す燃料使用量等を把握し、住民環境課へ報告します。(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(LAPSS)の活用)

- ①電気使用量
- ②燃料使用量(LPG、灯油、A重油等)
- ③公用車の燃料使用量